別表六(一)の記載要領等第１号(1)中「若しくは第２項（給与等」を「から第４項まで（給与等」に、「第６項まで」を「第８項まで、第10項若しくは第11項」に改め、同号⑨を同号⑩とし、同号⑧を同号⑨とし、同号⑦中「(5)に」を「(6)に」に改め、同号⑤を同号⑥とし、同号④を同号⑤とし、同号③中「第42条の４第１項、第４項、第７項若しくは第13項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同項の規定を同条第18項において準用する場合を含む。）、第42条の６第２項若しくは第３項」を「第42条の６第３項」に、「第42条の12の４第２項若しくは第３項」を「第42条の12の４第３項」に改め、同号③を同号④とし、同号②の次に次のように加える。

⑶　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の11の３第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12の５第１項若しくは第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の７第６項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定

別表六(付表)の表を次のように改める。